（別紙様式３６－４）

**実包火薬庫「保安検査」事前調査票**

作成者職・氏名

連絡先電話番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | |  | | | | | 代表者職・氏名 | | | |  | |
| 事業所所在地 | |  | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | |  | | | | | ファックス番号 | | | |  | |
| 取 扱 保 安  責 任 者 | | 資格 | | 正（甲・乙） | | 副（甲・乙） | | | 代理（甲・乙） | | | |
| 氏名 | |  | |  | | |  | | | |
| 実包火薬類の所在地 | | | |  | | | | | | | | |
| 実包火薬庫 | | | | 許可火薬類の種類 | | 許可貯蔵量㎏ | | 定期自主検査実施日  　　　年度  第１回 年　　月　　日  第２回 年　　月　　日 | | | | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 第１種保安物件名  法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | 第２種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  　 ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | 第３種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | | 第４種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | |
| 検査項目 | 省令等 | | 検査基準 | | 判定基準 | | | | | | | 自己点検結果 |
| 位置 | 規則２４条１号 | | 湿地を避けた位置とする。 | | 地盤の湿気の状態を確認すること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 構造 | 同２４条２号 | | 平屋建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造で基礎は堅牢高位とし排水に留意する。 | | ヒビ割れ、風化等がないこと。  基礎が露出していないこと。  排水溝の詰まりがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 壁 | 規則２７条の４第１号 | | 鉄筋コンクリート造の場合は、２０㌢以上、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造の場合は３０㌢以上。 | | ひび割れ、風化等がないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | | 検査基準 | | 判定基準 | | | | | | | 自己点検結果 |
| 扉 | 規則２４条４号 | | 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 | | 外扉は厚さ３mm以上の鉄板とすること。  内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。  内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 窓 | 同２４条５号 | | 窓を設ける場合は、地上から1.7㍍の高さ、直径１㌢以上の鉄棒を１０㌢以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない防火扉とする。 | | 窓ガラス、防火扉の破損がないこと。 | | | | | | | 該当無し  適　・　否 |
| 床  通気孔 | 同２４条６号 | | 床高は地盤面から３０㌢以上。床に３個以上の通気孔を設け、金網を張る。（幅２０㌢以上の通気孔には約５㌢間隔で直径１㌢以上の鉄棒をはめ込む。） | | 床面の破損がないこと。  通気孔の金網破損がないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 床面 | 同２４条７号 | | 床面は板張りで鉄類を表さない。 | | 床板の割れ、釘の浮きがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 換気孔 | 同２４条８号 | | 金網張り、火薬庫の大きさにより天井に１個以上、両つまに各１個付ける。 | | 換気孔の金網の破損がないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 暖房 | 同２４条９号 | | 暖房の設備を設けた場合は温水以外のものは使用しない。 | | 温水以外の熱源を使用していないこと。 | | | | | | | 該当無し  適　・　否 |
| 照明 | 同２４条１０号 | | 照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。 | | 防爆式電灯であること。  スイッチ等は庫外にあること。 | | | | | | | 該当無し  適　・　否 |
| 屋根 | 同２７条の４第２号 | | 厚さ２０㌢以上の鉄筋コンクリート造とすること。 | | 雨といの破損、詰まりがないこと。  雨もりがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 避雷装置 | 同２４条第１２号 | | 避雷装置を設ける。 | | 平成２７年経済産業省告示第１４５号の基準に適合していること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 警戒・消火設備 | 同２４条第１４号 | | 警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って２㍍以上の空地を設け、境界に有刺鉄線を張る。 | | 警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 警鳴装置 | 同２４条第１６号 | | 警鳴装置を設置する。（見張り人を常時配置した場合はこの限りでない。） | | 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。 | | | | | | | 適　・　否 |

**◆最大貯蔵量１０万個以下の実包火薬庫である場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 壁  屋根 | 規則２７条の４第２項第１号 | 壁及び屋根が、厚さ２０㌢以上の鉄筋コンクリート造であること。 | 設置時と同様な構造を有していること。 | 適　・　否 |
| 窓 | 同２７条の４第２項第２号 | 窓が設けられていないこと。 | 窓が設置されていないこと。 | 適　・　否 |
| 警戒札  警戒設備 | 同２７条の４第２項第３号 | 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。 | 境界には有刺鉄線等を張り、警戒札（「煙火火薬庫」、「火気厳禁」等）を立てること。 | 適　・　否 |
| 耐震性 | 同２７条の４第２項第４号 | 火薬庫設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。 | 設置時と同様の耐震性を有しており、最大規模の強さの地震力に対して、安全性が損なわれるおそれがないこと。 | 適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 規則２４条１号 | 湿地を避けた位置とする。 | 地盤の湿気の状態を確認すること。 | 適　・　否 |
| 構造 | 同２４条２号 | 平屋建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造で基礎は堅牢高位とし排水に留意する。 | ヒビ割れ、風化等がないこと。  基礎が露出していないこと。  排水溝の詰まりがないこと。 | 適　・　否 |
| 扉 | 規則２４条４号 | 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 | 外扉は厚さ３mm以上の鉄板とすること。  内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。  内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。 | 適　・　否 |
| 床  通気孔 | 同２４条６号 | 床高は地盤面から３０㌢以上。床に３個以上の通気孔を設け、金網を張る。（幅２０㌢以上の通気孔には約５㌢間隔で直径１㌢以上の鉄棒をはめ込む。） | 床面の破損がないこと。  通気孔の金網破損がないこと。 | 適　・　否 |
| 床面 | 同２４条７号 | 床面は板張りで鉄類を表さない。 | 床板の割れ、釘の浮きがないこと。 | 適　・　否 |
| 換気孔 | 同２４条８号 | 金網張り、火薬庫の大きさにより天井に１個以上、両つまに各１個付ける。 | 換気孔の金網の破損がないこと。 | 適　・　否 |
| 暖房 | 同２４条９号 | 暖房の設備を設けた場合は温水以外のものは使用しない。 | 温水以外の熱源を使用していないこと。 | 該当無し  適　・　否 |
| 照明 | 同２４条１０号 | 照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。 | 防爆式電灯であること。  スイッチ等は庫外にあること。 | 該当無し  適　・　否 |
| 警鳴装置 | 同２４条第１６号 | 警鳴装置を設置する。（見張り人を常時配置した場合はこの限りでない。） | 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。 | 適　・　否 |